

件名	4陳情第8号 陳情書
第1 陳情の趣旨	<p>瑞穂町議会議長が「請願書の補正について（通知）」（瑞議収第133号・令和4年2月3日）として申立人にした処分の取り消しを求める。</p> <p>第2 陳情の原因</p> <p>瑞穂町議会議長（以下、処分庁という。）は申立人に対して下記の通知を郵送して同書記載の「加筆を求める」処分をした。</p> <p>【地方自治法により「議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」とされており、これに基づき、瑞穂町議会会議規則において「請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。」とされている。</p> <p>ところが、貴殿より提出された文書には紹介議員の署名又は記名押印が無い。よって請願を紹介する議員の署名又は記名押印の加筆を求める。】</p> <p>第3 陳情の理由</p> <p>処分庁の「通知」の内容は、申立人が提出した請願書について、「請願書に紹介議員の署名又は記名押印」がないことを理由として、補正期限付の不受理処分通知である。</p> <p>しかし、同法及び同規則において「請願者が紹介議員を具備する義務がある」旨の規定はなく、請願は憲法第16条で保障された権利である。</p> <p>仮に請願書の提出に際して「義務を課し、又は権利を制限する」のであれば、次の地方自治法第14条第2項に基づいて条例を定めていなければならないが、現在、瑞穂町はその条例を定めていない。</p> <p>【地方自治法第十四条</p> <p>② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】</p>

※原文のまま掲載しています。